

第60回 島根県中学校総合体育大会 柔道の部

<宿泊・食事のご案内>

「第60回島根県中学校総合体育大会柔道の部」が開催されますことを心から歓迎申し上げます。ご参加の皆様方のご便宜を図るため、ご宿泊等のお世話を石王観光株式会社にてお取扱いさせて頂くことになりました。大会のご成功に向け、精一杯のお手伝いをさせていただきますので、皆様方のお申込をお待ちしております。

石王観光株式会社
代表取締役 永井 慶太
担当 畑岡 幸樹

1 宿泊の案内

- (1) 宿泊対象者 標記の大会に参加する選手・引率教員・役員
- (2) 大会期間 令和8年7月18日(土)～7月19日(日)
- (3) 宿泊期間 令和8年7月17日(金)18日(土)の2泊
(募集型企画旅行)

宿泊施設	定員	条件	旅行代金(宿泊料金)
ホテルイン浜田駅前	1名一室	1泊朝食	11,000円
グリーンリッチホテル浜田駅前	1名一室	1泊朝食	9,900円
島根浜田ワントホテルプラザ	1名一室	1泊朝食	9,000円
東横INN浜田駅北口	1名一室	1泊朝食	8,500円
浜田ニューキャッスルホテル	1～5名一室	1泊2食	9,500円
ホテル松尾	1～5名一室	1泊2食	9,500円
東光ホテル	1～6名一室	1泊2食	9,500円

☆ご希望の宿泊施設より、弊社にて申込人数に合わせまして配宿いたしますが、

ご希望に添えない場合がございますので、必ず第1希望～第3希望までご記入願います。

☆旅行代金(宿泊料)は消費税・サービス料込です。

☆お部屋は事前に確保しておりますが部屋数に限りがございますのでお早めにお申し込み下さい。

☆宿泊施設の部屋は定員利用となります。定員未満でのご利用の場合、追加料金が必要です。

☆ホテル松尾・東光ホテルにて1人1部屋利用の際は

別途2,200円(税サ込)のシングル利用追加代金を徴収いたします。

☆夕食提供のないホテルの場合、別途料金にて夕食のお弁当手配も承ります。

☆バス等の乗務員様は、選手が宿泊施設する施設またはその近隣にて可能な限り手配いたします。

宿泊代金は9,900円(1泊朝食付/税サ込)です。

☆バス・自家用車にて来られる場合は、宿泊施設により駐車場設備が十分でない施設もございます。事前に宿舎へご確認お願い致します。また、駐車料が有料の場合もございます。予めご了承下さい。

☆各宿泊施設でのチェックイン手続きはお客様ご自身で行っていただきます。(添乗員は同行いたしません)

2 変更・取消について（募集型企画旅行 宿泊）

宿泊の変更・取消について

到着日以前の宿泊の変更につきましては、石王観光株式会社へメールまたはFAXにてご連絡下さい。
電話での変更・取消はお受けできません。取消日より下記取消料を申し受けます。
営業時間外にご連絡いただいた際は、翌営業日の処理となります。予めご了承下さい。

	宿泊8日前まで	宿泊7日前から 2日前まで	宿泊前日	宿泊当日	旅行開始後、 または無連絡
宿泊取消料	無料	30%	40%	50%	100%

大会中に宿泊が取消になる場合は、できるだけ早く大会受付へご連絡下さい。

(FAX) 0855-22-7168 (メール) sekiwo@sekiwo.com

3 弁当について

昼食代（お弁当） 880円（1食あたりお一人様、お茶付、消費税込）

夕食代（お弁当） 1,100円（1食あたりお一人様、お茶付、消費税込）

☆対象日：7月17日（金）・18日（土）・19日（日）

☆当日販売はありません。

☆弁当の引換えは、試合会場の弁当引換所にて【11時～13時の間】にお渡しいたします。

食べ終わった弁当容器を弁当引換所に15時までにお持ちいただいた場合は、当社で回収いたします。

※食中毒防止のため、持ち帰り禁止

弁当の変更・取消手続きについて

☆前日の12時までに石王観光株式会社へFAXまたはメールにてご連絡下さい。15時以降の変更・取り消しは受付できません。予めご了承下さい。

	利用日の前日の12時以降
弁当取消料	弁当代金全額

※弁当のご手配は旅行契約ではございません。手配先との取り決めにより、上記取消料を適用させていただきます。

4 申込み及び確認書・請求書の送付と代金振り込みについて

☆申込書にご記入の上、**6月18日(木)17:00まで**にFAXまたはメールにて石王観光へお申込みください。

申込日より3日以内にFAXまたはメールにて受領の旨ご返信致します。

【申込先】石王観光株式会社内 「第60回島根県中学校総合体育大会柔道の部」係
担当：畑岡幸樹（ハタオカコウキ）
(FAX) 0855-22-7168 (メール) sekiwo@sekiwo.com

☆弊社より**6月26日(金)**までに宿泊確認書兼請求書・領収書発行依頼書を申込責任者宛に送付いたします。

請求書記載の口座に指定の期日までにお振込をお願いいたします。振込手数料はお客様のご負担をお願いいたします。

変更・返金の可能性がありますので領収書は大会終了後、発行依頼書をいただいている場合、郵送にてお送りします。

5 個人情報のお取り扱いについて

参加者の個人情報は、石王観光株式会社と第60回島根県中学校総合体育大会柔道の部事務局において、今大会の連絡、宿泊手続等のみ利用し大会終了後の処分につきましても慎重かつ適正に行います。

<p>お申込・お問合せ先 石王観光株式会社 〒697-0056 島根県浜田市高田町56番地 TEL:0855-22-2222 FAX:0855-22-7168 メール: sekiwo@sekiwo.com 【営業時間】AM9:00～PM6:00（月～金）AM10:00～PM5:00（土曜日） （日曜・祝日は休業） 担当：畑岡幸樹（ハタオカコウキ） 総合旅行業務取扱管理者 永井 慶太 ※旅行業務取扱管理者とは、お客様を取扱う営業所での取引責任者です。 ご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら、 ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。</p>

ご旅行条件（要約）

●募集型企画旅行契約

この旅行は石王観光株式会社（島根県浜田市高田町 56 番地 島根県知事登録旅行業第 2-37 号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 13 日目にあたる日より前（もしくは当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、要項記載 (2) の取消料を申し受けます。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税
これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。
(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・ 死亡補償金：1500万円
- ・ 入院見舞金：2～20万円
- ・ 通院見舞金：1～5万円
- ・ 携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒書状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。
ただし、細菌性食物中毒は含みません。＜免責事項＞

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail 等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。)また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2026年5月1日を基準としています。又、旅行代金は2026年5月13日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施

石王観光株式会社

島根県知事登録旅行業第2-37号

全国旅行業協会正会員

〒697-0054 島根県浜田市高田町56

代表取締役 永井 慶太

担当者 畑岡 幸樹